

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画

令和6年4月
米沢市教育委員会

目 次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5 計画とSDGsの関わり・・・・・・・・	3
II 本市の小・中学校の状況・・・・・・・・	4
1 児童生徒数の推移・・・・・・・・	4
2 小・中学校の規模・・・・・・・・	4
3 学校施設の現状・・・・・・・・	6
III 適正化を進めるにあたっての基本的な方向性	7
1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・	7
2 特別支援教育の充実・・・・・・・・	9
3 誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて	11
4 再編統合に関する地元代表者協議会の意見の尊重	12
5 適正化の推進に関する情報発信とロードマップの策定	13
IV 学校の適正規模・・・・・・・・	13
1 適正規模についての基本的な考え方	13
2 学校規模の適正化に向けた取組	16
V 学校の適正配置・・・・・・・・	18
1 適正配置についての基本的な考え方	18
2 学校配置の適正化に向けた取組	18
VI 教育環境に関する配慮・・・・・・・・	21
1 統合に伴う子ども達への配慮	21
2 統合に向けた交流に関する配慮	21
3 教育活動に関する配慮	21
4 通学環境に関する配慮	21
VII 小・中学校の再編統合に関する取組	22
1 地域説明会	22
2 地元代表者協議会	22
3 統合準備委員会・開校準備委員会	22
VIII 学校施設の利活用について	22
1 再編統合に伴い整備する学校施設について	22
2 再編統合により廃止する学校施設について	23
IX 県立中高一貫教育校への対応	23

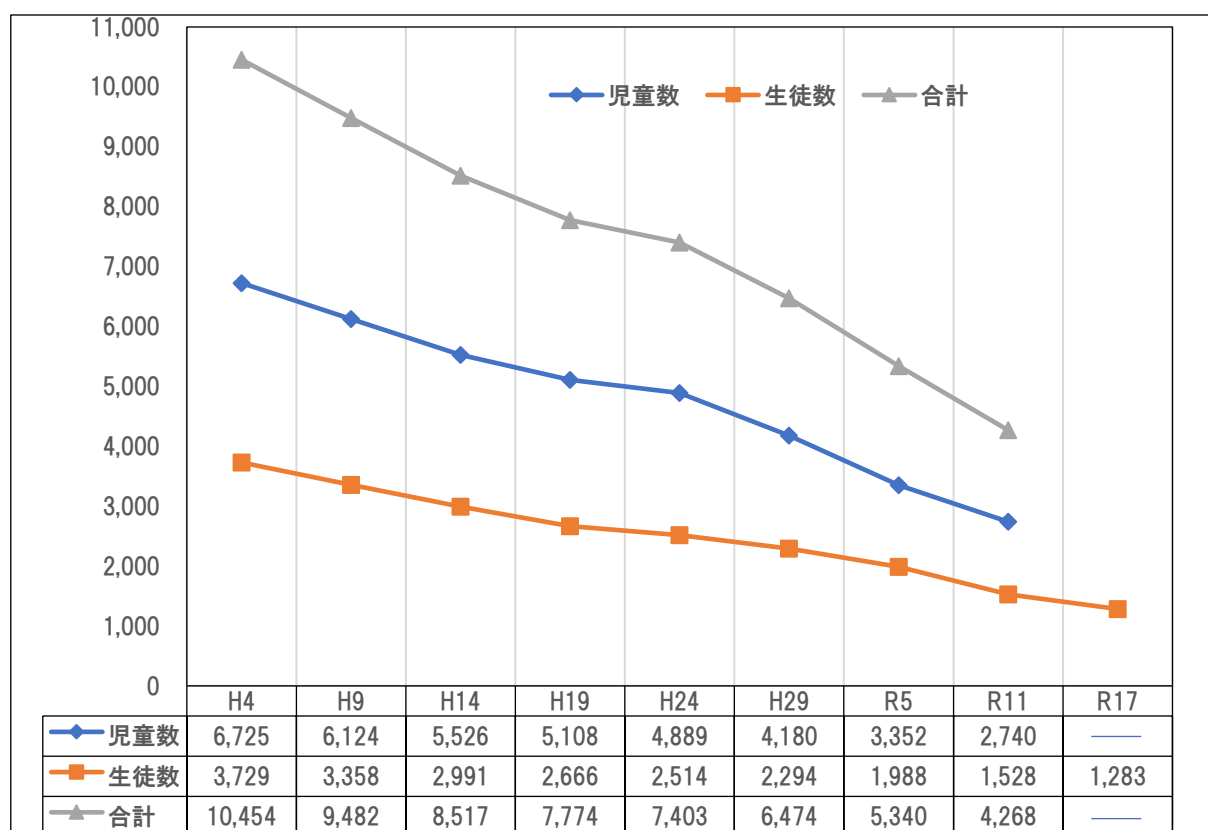
はじめに

令和５年度の市内の小中学校に在籍する児童生徒数は５，３４０人となっており、前回改定時の平成２９年度時点の児童生徒数（６，４７４人）と比較すると、児童生徒数では、１，１３４人、率にして約１７パーセント減少しています。

また、最新の推計によると令和１１年度には、４，２６８人まで減少するものと見込まれていますが、令和１１年度までに１，０７２人、率にして約２０パーセント減少する見込みとなります。

平成２９年度から令和１１年度までの期間で見た場合、児童生徒数で、２，２０６人、率にして約３４パーセントの児童生徒が減少する見込みとなります。

図表１ 本市小中学校児童生徒数の推移



※令和５年５月１日現在（R11・R17の数値は推計値）

（単位：人）

少子化傾向に変化の兆しが見えない状況にあって、小中学校の小規模化が進行しており、本市の小学校、中学校で学び、学校生活を送る子ども達により良い教育環境と教育の質を確保する必要があることは言を俟たないところです。

このため、小中学校の小規模化と学校施設の状況に鑑み、児童生徒を第一に据えた上で、小中一貫教育を柱とした小中学校の将来像を示すため、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画を平成２５年度に策定しました。その後、平成２９年度に見直しを行いました。

令和３年度に「自ら考え行動することができ、たくましく社会を生き抜く力を持ち、思いやりや相互理解力をあわせ持った『がってしない子ども』を育てること」を基本理念として掲げる「米沢市教育等に関する施策の大綱」が策定されました。

今般、平成２９年度の計画の見直しから５年が経過したことから、最新の児童生徒の状況と将来推計をふまえて見直しを行うものです。

I 計画策定の趣旨

1 計画の目的

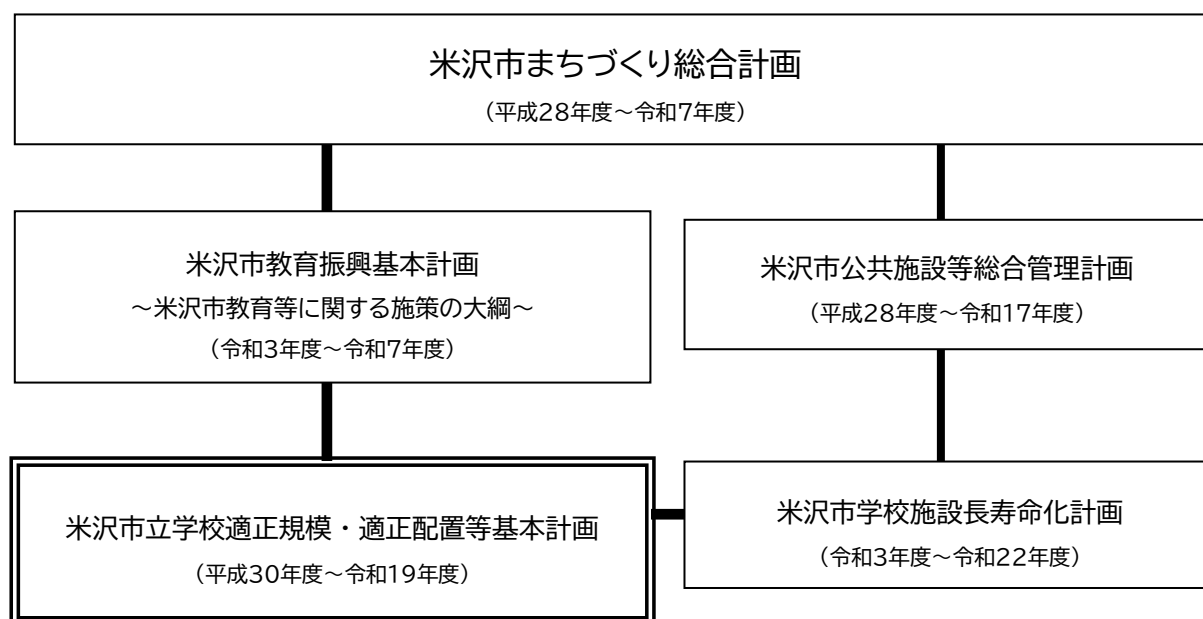
近年の少子化に伴い本市小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の水準の維持・向上を図り、子ども達一人一人が社会の変化に対応し、これからの時代を担う「生きる力」を育み、望ましい人間形成を図ることができるより良い教育環境の創出と教育の質の充実を目的とします。

2 計画の位置付け

本市では「米沢市まちづくり総合計画」において「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」を市の将来像として掲げ、「郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり」を目指し、「これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進」を図っています。

本計画は、この将来像を踏まえながら策定された「米沢市教育振興基本計画」の基本理念に基づき、次代を担う子ども達のより良い教育環境の創出と教育の質の充実を目指すものであり、その実現に欠かせない、子ども達の学び舎となる学校施設に係る環境整備のあり方を定めた「米沢市学校施設長寿命化計画」（以下「学校施設長寿命化計画」という。）とは、相互に連携し整合を図りながら取り組むこととします。

図表2 計画の位置付けのイメージ



3 計画の期間

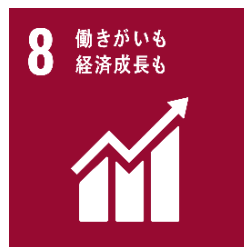
学校の適正規模及び適正配置については、児童生徒の推移を踏まえながら中長期的な視点に立って取り組む必要があります。特に、学校の再編統合においては、児童生徒の保護者をはじめとして学校活動を支援されている団体や地域の理解の下に進めることが重要であることから、計画の期間を平成30年度（2018年度）から令和19年度（2037年度）までの20年間とします。

4 計画の見直し

本計画は、5年ごとに最新の児童生徒等の状況に基づき見直しを行うこととします。なお、国の教育制度関連の改革やその他社会的要因による児童生徒数の大幅な増減等、特に対応が必要と認められる事情がある場合には、適時に見直しを行うものとします。

5 計画とSDGsの関わり

SDGsは、国連で採択された全世界共通の17個の目標（ゴール）のことであり、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを根底にしています。本市の「米沢市まちづくり総合計画後期基本計画」において本計画に関わる施策の「施策2－1 これからの時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進」では、次の開発目標の達成に貢献することを目指し取り組んでいます。



Ⅱ 本市の小・中学校の状況

1 児童生徒数の推移

本市における児童生徒数は、昭和52年度には12,299人でしたが、昭和57年度以降減少を続けており、平成29年度では6,474人、令和5年度では5,340人、住民基本台帳を基にした児童生徒数の将来推計では、令和11年度の児童生徒数は4,268人となる見込みです。

また、出生数等(※)を見てみると、平成28年度は、504人であったのに対して、令和2年度は、444人、令和3年度は、401人、令和4年度は、416人となっており、依然として少子化の傾向は続いているものと考えられます。

※ 当該年の4月2日から翌年の4月1日までに生まれた子どもの数に0歳児の転入、転出の人数を加味した人口。

2 小・中学校の規模

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小学校、中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされています。ただし、この標準は「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」という弾力的なものとなっています。

図表3 小学校の規模

	令和5年度		令和9年度(推計)		令和11年度(推計)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
興譲小学校	153人	6	157人	6	150人	6
東部小学校	477人	18	439人	17	396人	15
西部小学校	461人	16	421人	16	424人	17
南部小学校	406人	15	337人	12	304人	12
北部小学校	380人	14	316人	12	304人	12
愛宕小学校	194人	8	173人	7	172人	7
万世小学校	208人	8	144人	6	133人	6
南原小学校	129人	6	105人	6	91人	6
広幡小学校	41人	★5	163人	6	173人	6
六郷小学校	36人	★3				
塩井小学校	122人	6				
窪田小学校	302人	12	277人	12	261人	12
上郷小学校	184人	6	134人	6	103人	6
松川小学校	259人	10	225人	8	229人	8
合計	3,352人	133	2,891人	114	2,740人	113

※「★」印の付されている数値には、複式学級が含まれています。

※ 各学校の規模をわかりやすく表すため通常学級の学級数で表記しています。

学級数	令和5年度	令和9年度(推計)	令和11年度(推計)
～5学級	広幡小、六郷小		
6～11学級	興譲小、愛宕小、万世小、南原小、塩井小、上郷小、松川小	興譲小、愛宕小、万世小、南原小、(仮称)統合小、上郷小、松川小	興譲小、愛宕小、万世小、南原小、(仮称)統合小、上郷小、松川小
12～18学級	東部小、西部小、南部小、北部小、窪田小	東部小、西部小、南部小、北部小、窪田小	東部小、西部小、南部小、北部小、窪田小

令和5年度時点で、6学級以上ある小学校のうち、各学年が単学級である小学校は、興譲小、南原小、塩井小、上郷小の4校、各学年が単学級又は2学級となっている小学校は、愛宕小、万世小、松川小の3校あります。全ての学年が2学級以上あり、全体で12学級以上の学級がある小学校は、東部小、西部小、南部小、北部小及び窪田小の5校あります。

令和9年度の開校を目指している広幡小、六郷小、塩井小の統合小学校となる「(仮称)統合小学校」は、3校の小規模校を統合して誕生する小学校ですが、統合後、全学年が単学級になる見込みとなっています。

小学校においては、児童数の減少が続く場合、小規模校において複式学級を編制せざるを得ない場合が予想されます。特に、単学級の学年がある小学校については、児童数の推移について、注視する必要があります。

図表4 中学校の規模

	令和5年度		令和7年度 (推計)		令和8年度 ※(推計)		令和11年度 ※(推計)		令和17年度 ※(推計)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中学校	307人	11	495人	17	471人	16	594人	19	451人	15
第五中学校	199人	6								
第七中学校	231人	9								
第二中学校	459人	15	434人	14	648人	21	550人	18	473人	15
第三中学校	267人	10	235人	9						
第四中学校	381人	12	387人	13	517人	16	384人	13	359人	12
第六中学校	144人	6	149人	6						
合計	1,988人	69	1,912人	67	1,853人	61	1,528人	50	1,283人	42

※令和8年度以降の生徒数は、令和8年度に第一中、第二中及び第四中の各通学区域の変更及び統合を実施した場合の推計値。

学級数	令和5年度	令和7年度(推計)	令和8年度※(推計)	令和11年度※(推計)	令和17年度(推計)
～6学級	第五中、第六中	第六中			
～11学級	第一中、第三中、第七中	第三中、第七中	第七中		
12学級～	第二中、第四中	第一中、第二中、第四中	第一中、南成中、北成中	東成中、南成中、北成中	東成中、南成中、北成中

※令和8年度には、第二中と第三中を統合し「南成中」、第四中と第六中を統合し「北成中」を開校する予定。

※令和7年度には、第一中と第五中が統合し、令和11年度には、第一中と第七中を統合し「東成中」を開校する予定。

令和5年度時点では、各学年2学級の中学校は、第五中と第六中の2校、各学年3学級又は4学級の中学校は、第一中、第三中、第七中の3校、全ての学年が4学級以上の中学校は、第二中と第四中の2校となっています。

中学校においては、小規模化が進んだ場合、教員の配置への影響が懸念されます。教職員の定数については、当該学校の学級数（生徒数）に基づき決められるものであることから、特に、技能教科の専門教員の配置に影響が出ることが想定されます。

3 学校施設の現状

本市の小学校及び中学校施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて建築されたものであることから、施設設備の老朽化への対策が課題と捉えています。近年、耐震性能の確保を目的とした耐震補強工事を優先して実施してきたこともあり、老朽化への対応としての大規模な改修・更新等の対策は進んでいませんでした。

そこで、本市のすべての学校施設の状況を点検し、各学校施設の更新、長寿命化を講じることを目的として学校施設長寿命化計画が策定されました。

今後、小中学校の再編統合を進めていくにあたり、既存の学校施設の状況を検証しながら、統合後の学校施設として使用できる学校施設、新たに整備する必要がある学校施設を明確にしながら、学校施設の長寿命化対策を当該計画に基づいて実施していくこととします。

また、単独校として維持する予定の学校施設についても、同様に、施設の状況を検証しながら、安全、安心な学校施設の整備に向けた長寿命化対策を講じていくこととします。

図表5 小中学校の建築年度

建築時期	小学校施設	中学校施設
昭和30年～		米沢市立第五中学校
昭和40年～	米沢市立興譲小学校	
	米沢市立東部小学校	
	米沢市立広幡小学校	
	米沢市立北部小学校	
	米沢市立塩井小学校	
	米沢市立窪田小学校	
	米沢市立西部小学校	
	米沢市立六郷小学校	
昭和50年～	米沢市立南部小学校	米沢市立第二中学校
	米沢市立万世小学校	米沢市立第三中学校
昭和60年～	米沢市立愛宕小学校	
平成元年～	米沢市立松川小学校	米沢市立第一中学校
	米沢市立南原小学校	
平成10年～		米沢市立第七中学校
		米沢市立第六中学校
平成20年～	米沢市立上郷小学校	米沢市立第四中学校

Ⅲ 適正化を進めるにあたっての基本的な方向性

本市の小中学校の学校規模及び学校配置の適正化においては、次に掲げる基本的な方向性を踏まえながら進めることとします。いずれも日常的な学校運営や学校活動においても重要な視点となるものですが、再編統合により得られる教育効果を最大化するため、特に重きを置いて進めるものとします。

1 小中一貫教育の推進

(1) 小中連携教育と小中一貫教育

・小中連携教育

小・中学校の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

・小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し9年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す教育

(2) 小中一貫教育の類型

・義務教育学校

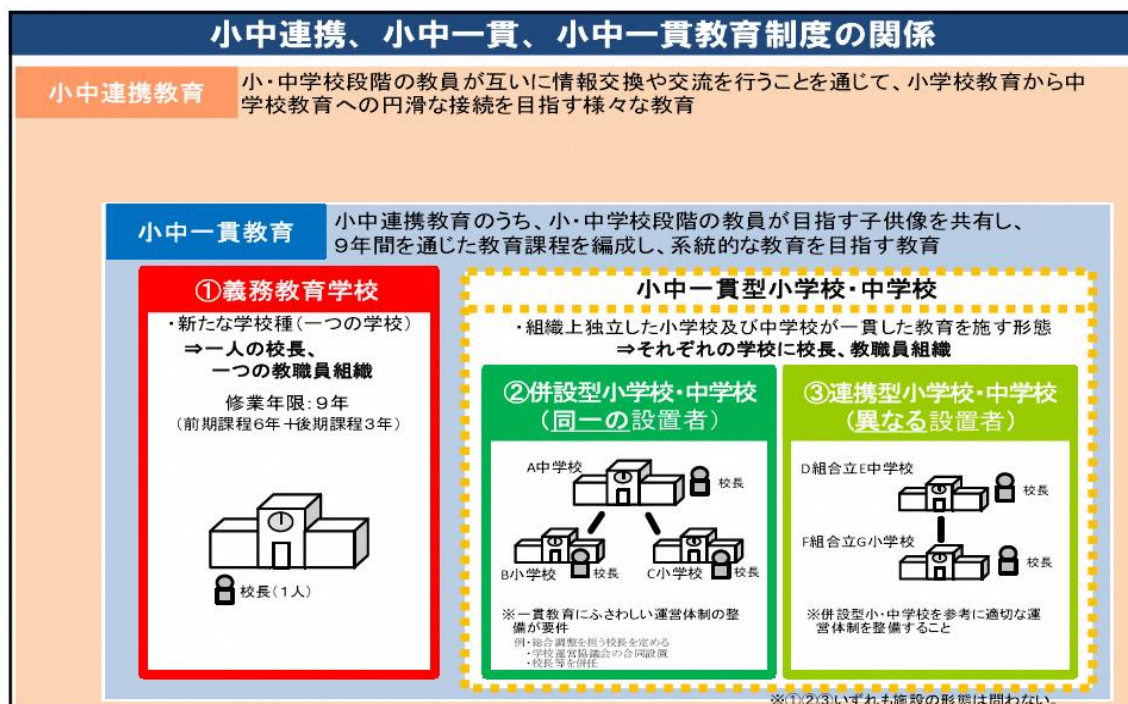
小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校で教育を行う形態

・小中一貫型小・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う形態

※施設形態では、義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても「施設一体型」、「施設隣接型」及び「施設分離型」といった形態がある。

図表6 小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係



「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」文部科学省より

（３）本市における小中一貫教育の方向性について

児童が中学校へ進学する際の違い（ギャップ）を軽減し、意欲をもって中学校へ進学できるように、９年間を見通した小中連携による指導方針のもとで、中学校区を基盤とした学校間の交流等、小中一貫教育に関する取組を進めます。

本市においては、小中学校ともに現在の校舎（校地）を活用していくために、施設分離型の小中一貫教育を採用することとします。中学校の通学区域の変更を行うとともに、中学校の再編統合を進めることにより、一つの小学校から一つの中学校に進学できる環境（いわゆる「一小一中制」）の整備に努めます。

（４）今後の小中一貫教育に関する取組

①施設分離型小中一貫教育の良さについて

小・中学校段階の施設が地域ごとに設置され物理的に離れていることから、施設ごとに小学校中学校の区切りを設けた教育活動を実施することが可能です。６年生は小学校段階の最高学年として大きく成長し、進学先で新たなスタートを切ることで活躍が期待できます。中学生は、学年の節目がはっきりし、学年を意識した積極的な行動が促進されます。中学校に進学し、多人数と関わることで、固定化した人間関係を解消し、新たな人間関係を築くことができます。

また、中学校区内での学校行事等での関わりを通し、中学生が小学生への思いやりの心や規範意識のさらなる醸成、また小学生が中学生への憧れの気持ち等の醸成が期待されるなど、精神的な発達や社会性の育成の効果が期待されます。

さらに地域学習や伝統芸能継承など地域の特色ある独自の教育活動が展開しやすいため、小学校段階で各地域について学んだ内容を、中学校段階で他校と統合することで、地域の良さについて視点を変えて知ることができます。そうすることで、より広い地域の特徴について学びを広げたり深めたりして地域への愛着を形成することができます。

②施設分離型小中一貫教育の課題について

各施設が分離していることで、合同授業、合同行事を行うにあたり、来校する児童生徒や教職員が円滑に移動することができるように移動手段や動線の設定、授業等前後の待機場所について、両校の安全に配慮しながら予め検討しておくことが重要です。安全かつ施設間の移動時間に配慮した教育計画が必要です。また、中学校１校と小学校複数校の連携を進めるうえで、学校間の意思疎通や情報交換が大切になります。

③今後の小中一貫教育の取組について

施設分離型小中一貫教育の良さを生かすとともに、課題を解決していくために次のように取組を進めていきます。

まず、各施設間の移動を計画的に実施するため、各中学校区で連携しカリキュラム・マネジメントを推進していきます。校種を越えた学校行事や交流事業、合同学習などを年間計画に位置づけることで同一の目標に向かい児童生徒を育成していくことができます。移動などによる時間的な制約を減らすため、オンラインを使用した交流学习を適宜行います。

また、教員同士においては、学習内容や授業参観での交流を実施し、児童生徒の実態を知る機会を増やします。校種を越えて互いの児童生徒の様子や状況を共有することで、教員間のつながりを強固なものにして、チーム意識を高めていきます。同一中学校区内の小学校同士において、一緒に進学することを意識させるために、小小連携の充実も図っていきます。さらに、教員間の連携については、現在実施している「小中連携の日」を継続しながら、一貫校同士が合同で会議を行う日を設定するとともに、小中一貫を推進していく各校のコーディネーターが打合せを行う場には、オンライン会議を推奨していきます。

このように、市内全学校で義務教育 9 年間を通じた系統的な指導を行うことで、発達段階に応じた切れ目ない教育を目指します。また、校種を越えた多様な異学年交流を大切にし、児童生徒が意図的・継続的に他者と関わる力を高めていきます。さらに、発達段階を考慮し、小学校高学年における教科担任制の活用や、専門性を生かした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。

地域と共に子どもを育てることを大切にし、豊かな自然環境や地域で受け継いできた歴史や文化、伝統や社会生活等を総合的に学ぶ地域学習や地域の特徴に関する探究型学習を通して、ふるさと米沢への誇りと愛情を醸成します。

2 特別支援教育の充実

(1) 基本的な考え方

特別支援教育については、県の「第 4 次特別支援教育推進プラン（R 5～R 9）」に基づいて、その基本目標に沿って進めていきます。具体的に次の 3 点があげられます。

- ① 特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
- ② 校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援（※ 1）の充実を図る。
- ③ インクルーシブ教育システム（※ 2）への理解を進め、共生社会の形成および障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す。

※1 インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の対象となる子ども達が希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

※2 「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

（「第 4 次山形県特別支援教育推進プラン」より引用）

学校統合により通学区域が広がることから、子ども達への支援体制をさらに高め、学びの環境を充実させていく必要があります。地域や家庭、関係機関との連携を強化し、子どもを取り巻く社会が一体となって子ども達をみんなで育てる意識をより強くしていきます。そのためには、特別支援教育を推進（充実）することが必要となります。

(2) 現在の本市の状況

特別支援学級は小・中学校に設置されています。障がいの種別に応じて、知的学級、自閉症・情緒学級、病弱及び肢体虚弱学級、弱視学級、難聴学級があります。設置状況は、在籍児童生徒の有無に

より毎年変わります。また、通常学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童生徒に対して指導を行う通級指導（言語、LD等）も行っています。

特別な支援が必要な児童生徒については、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、保護者と共有することで、本人や保護者の希望に沿った長期的視野に立った切れ目ない支援を行っています。また、「交流学习や共同学習」を行うことにより、障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となっています。

（３）今後の方向性

①特別支援教育に係る教員の専門性を高めるために

山形県教育委員会が定める山形県教員「指標」中で定められている担任力の一つに「特別支援教育力」があります。特別支援教育は、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対し、これからの共生社会形成の基となるものであり、全教員が身に付けるべき資質と捉えています。採用後１０年以内を目安とし、どの教員も特別支援学級や通級指導教室において指導にあたる経験をする 것을促進するとともに、校内研修や交換授業、OJTの推進など、校内体制の整備を図り、特別支援教育に関わる教師の専門性の向上を図ります。

②切れ目ない支援の充実を図るために

児童生徒の「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、家庭と連携しながら、長期的視野に立った指導を行います。また、作成した個別の教育支援計画をツールとした支援に係る情報を小学校と中学校で共有し引継ぎを促進するなど、切れ目ない支援を充実させます。

特別な教育的支援が必要な児童生徒へ適切な合理的配慮の対応について、個別の教育支援計画に明記し、PDCAサイクルによって評価・改善することを促進します。

統合により、校内に複数の特別支援学級が配置されることで、日常的な校内での関わりが生まれます。また、小中一貫教育を行うことで同一中学校区内の小小連携や小中連携など校種を越えた関わりが広がります。通常学級と特別支援学級、特別支援学級同士など双方の学級の特性を生かした多様な交流を大切にしていきます。

通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体と連携した支援体制の構築を考えていきます。

③インクルーシブ教育システムへの理解を進めるために

統合することにより、児童生徒に関わる人数が一定規模で保障されます。その結果、大きな集団の中で生活することができ、互いに支え合い関わり合う活動が増え、社会生活力が身に付きます。引き続き、児童生徒の一人一人の支援レベルや特性に応じた指導を継続していきます。

児童生徒の相互理解を深め豊かな人間性を育むため、障がいのない子どもと障がいのある子どもとの交流及び共同学習を進め、インクルーシブ教育システム構築を推進することを通して、児童生徒の相互理解を深め、障がい理解の促進や豊かな人間性を育むための学校における「心のバリアフリー教育」の展開を図っていきます。

「(仮称) 統合小学校」は、通級指導教室の拠点校としての役割を充実させていくこととし、興讓小学校は、特別支援教育のセンター機能を備える施設として位置づけ、指導者の育成と相談体制の整備を進めていくこととします。

3 誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて

(1) 現状

コロナ禍を経て、全国的に不登校や別室登校の児童生徒が増加傾向にあります。本市の不登校の出現率ですが、小学校では低学年から、中学校では中学 1 年生から不適応となる子どもが増えています。また、少人数による人間関係の固定化による問題も生じています。本市では、平成 24 年から教育活動全体を通して、だれもが行きたくなる学校づくりに取り組んでおり、子ども同士の関係づくりを大切にしています。対人スキルの育成や協同学習などを継続的に行うことで、自他の良さを発見し、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めるよう努めています。

(2) 基本的な考え方

児童生徒一人一人の教育的ニーズを適切に把握し支援を行うことで、個々の学校生活への適応を図ると共に、学級・学年・学校間の連携を密にして実態を把握し、不登校、不適応の未然防止・早期発見・早期解決を図ります。

適正規模・適正配置により、固定化した人間関係を解消し、新たな人間関係を構築できるよう、学級替えができる環境を整備します。

(3) 統合に関わって想定される課題

小・中学校における生活環境の変化があります。それに伴い子ども達に起こり得る問題として、環境の変化（通学方法や多人数交流）に馴染めず、不登校や不適応につながる可能性、人間関係の変化によりいじめにつながる可能性などが想定されます。

(4) 今後の取組の方向性（「自己存在感の感受」と「共感的な人間関係の育成」）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策を進めていきます。具体的な方策として、統合する学校同士の事前交流、家庭との連携、統合後の良好な人間関係の構築、教育相談、学習や生活に関する事項の確認整備など、一人一人が安全安心に学校生活を送ることができる環境整備を図ります。

また、児童生徒一人一人に自己指導能力を身に付けさせるために、日常的な生徒指導を充実させます。さらに、児童生徒に係る様々な課題の未然防止教育を充実させ、様々な課題の早期発見・早期解決に努めます。学校規模の適正化により、様々な人員の配置が可能になり、一人一人に寄り添いやすくなります。また、状況によっては、関係機関との連携を図り、専門家の協力を仰ぎながら解決にあたっていきます。

(5) ガイダンス機能の充実

児童生徒本人や保護者の不安や悩み、心配事などを相談しやすい体制をとり、ガイダンス機能の

充実を図ります。

学校・家庭・地域及び関係機関が連携した学校づくりを目指し、児童生徒の豊かな成長を支えていきます。

4 再編統合に関する地元代表者協議会の意見の尊重

(1) 地元代表者協議会の開催

小学校及び中学校の再編統合は、当該小中学校の児童生徒の保護者、将来入学する予定の子ども達の保護者、日頃より学校活動を支援されている地域及び団体の方々の理解なくしては進めることはできないものと考えられることから、本市における学校の再編統合にあたっては、これら関係者の方々への説明の後、関係者の代表で構成する「地元代表者協議会」を開催することとします。

(2) 意見書の取りまとめ

地元代表者協議会では、本計画及びロードマップに掲げる再編統合の取組を推進するにあたっての意見書を取りまとめて教育委員会へ提出することとします。

(3) 意見書の尊重

地元代表者協議会における協議において関心が高いものは、統合に向けた子ども達の不安の解消、統合後における安心な学校生活、統合により学校までの通学距離が遠くなる場合の登下校の安全といった事項であり、共通の関心事であると言えます。

この意見書に記された内容については、教育委員会として関係者のみなさん共通の想いとして受け止め、統合に向けた具体的な検討の場となる「統合準備委員会・開校準備委員会」に引継ぐものとします。

また、「統合準備委員会・開校準備委員会」においては、意見書の趣旨を踏まえ、児童生徒のことを第一に考えながら関係者の方々の想いの具現化に努めるものとします。

(4) 現在進めている再編統合に係る地元代表者協議会からの意見書の状況(令和5年度現在)

①中学校

- 第五中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年3月15日)
- 第三中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月4日)
- 第二中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月21日)
- 第四中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年9月15日)
- 第六中学校区地元代表者協議会意見書(令和5年9月26日)

②小学校

- 広幡小学校区地元代表者協議会意見書(令和5年7月20日)
- 塩井小学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月3日)
- 六郷小学校区地元代表者協議会意見書(令和5年8月22日)

5 適正化の推進に関する情報発信とロードマップの策定

(1) 再編統合に関する情報発信の必要性

本計画において、本市の小中学校の再編統合の方向性や進め方について定めており、それに基づき適正規模及び適正配置に関する取組を推進していくことになりますが、再編統合を進めるうえでは、統廃合に直接関わる児童生徒の保護者はもちろんのこと、将来、小中学校へ入学することになる児童生徒の保護者、学校を支援されている地域・団体等の方々をはじめとして、広く市民に情報発信することが大切になります。

そのために、正確な情報をわかりやすい形で、適時に届けることができるように、情報発信する内容や情報発信のためのツールを用意する必要があります。

(2) ロードマップの策定

再編統合への理解を深めることを目的に、広く情報発信するための方法として、再編統合のあり方及びスケジュールを盛り込んだロードマップを作成することとします。

このロードマップの作成にあたっては、わかりやすい情報の発信のためのツールであることから「簡単に手に取ることができ」、「わかりやすい」を第一に作成するものとし、市のホームページに掲載することはもとより、様々な機会を捉えて多くの人が情報を共有できるように努めます。

IV 学校の適正規模

学校規模の適正化を進めるにあたっては、児童生徒の教育環境の改善や教育水準の向上といった観点を中心に据えることが重要になります。また、学校教育は、未来の地域の担い手となる子ども達を育む営みの一つであるとも言えることから、まちづくりのあり方と密接な関係にあり、特に小学校は、児童の教育の場であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格を有していると考えられます。

このことから、学校規模の適正化の具体的な検討にあたっては、現在、小中学校に在籍している児童生徒の保護者や将来学校に入学予定の未就学児の保護者の声を十分に踏まえ、地域の方々の理解を得ながら、「地域と共にある学校」づくりを目指して取り組むこととします。

1 適正規模についての基本的な考え方

文部科学省が示している学校規模の適正化に関する基本的な考え方によれば、学校が本来の役割を果たすためには、一定程度の学校規模を確保することが必要であるとされています。

本市では、「将来を担う子どもの教育」を第一に考え、適正規模を下回る学校については、その学校の状況を検証したうえで、十分な教育環境と教育の質が確保できないと認められる場合には、学校の再編統合により、適正化を図ることとします。

学校規模の適正化を図るための手法としては、一般的に、学校の統廃合または通学区域の変更が考えられますが、本市の小学校の場合は、基本的に、小学校区と行政区が一致していること、現行の小学校区が長年にわたり維持されてきた歴史的背景に鑑み、通学区域の変更は行わず、原則として、小学校の統廃合により学校規模の適正化を進めるものとします。

中学校の場合については、原則として、適正化を図るための手法としては、中学校の統廃合を基本としますが、あわせて、小中一貫教育を一層推進するため、中学校の通学区域の変更による適正化にも取り組むこととします。

(1) 本市における適正規模の基準

学校においては、子ども達が知識や学力を身に付けるだけでなく、集団の中で人間関係を築いて様々なことを学習しながら、体力の向上や自主自立性を育てていくことが教育効果として期待されます。また、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校におけるグループ活動や部活動、行事などを通して、様々な人と関わりながら社会性を育むことが求められており、それらの教育効果を得られるのに十分な程度の学校規模が必要となります。

平成23年2月策定の「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本方針」、平成25年2月策定の「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画」及び平成30年3月改定の基本計画において、本市における小中学校の適正規模については、小学校は、「各学年2学級以上の12学級以上」、中学校では、「各学年4学級以上の12学級以上」と設定しています。

また、1学級あたりの児童生徒数については、国の基準によれば、小学校1年生では35人、2年生以上では40人となっていました。が、学級編制の標準の見直しを行い、小学校の全ての学年について35人とするよう段階的に引き下げを行っています。

山形県においては、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな教育活動を可能にすることを目指して、1学級33人を基本としている（「教育山形さんさんプラン」、通称「さんさんプラン」と呼ばれている。）ことから、本市においては、県の基準により学級編制をすることとします。

※国では、令和3年度から小学校の学級編制の標準について、1学級40人から35人への引き下げを実施している。

（段階的に40人から35人とするものとし、令和7年度には、小学校6年生までの全学年が35人となる予定。）

※1学年の人数が35人までの場合には、1学級35人の学級編制になり、1学年の人数が36人以上の場合に、2学級の学級編制になる。

※学級編制の標準の引き下げが行われていない学年については、1学年の人数が40人までの場合には、1学級40人の学級編制になり、1学年の人数が41人以上の場合に、2学級の学級編制となる。

※小学校において、2つの学年の児童数が16人までの場合に複式学級となります。ただし、小学校1年生が含まれるときは、8人までの場合に複式学級となります。中学校において、2つの学年の生徒数が8人までの場合に複式学級となります。

(2) 小中学校の適正規模に関する基準と新たな視点

本市では、小中学校の再編統合に向けて、対象となる小中学校の各校区において、地元代表者協議会を開催し、学校を閉じることによる不安や心配について協議された際、地域と学校との繋がりがなくなることが地域に与える影響、地域に愛着を持つ子ども達を育てるために地域ができること等について様々な意見が出されました。

国は、学校教育法施行規則において、小学校における適正な学校規模について、原則として、「12学級以上18学級以下」と定めており、あわせて「地域の実態その他により特別の事情がある」場合には、原則によらないことを認めています。このことは、子ども達にとってより良い教育環境と教育の水準の確保はもとより、あわせて地域において学校が果たす役割について特に配慮したものと考えられます。

本市においては、第一に、小規模校、特に、複式による学級編制をしなければならない小学校について、将来的に児童数が増加することにより複式による学級編制の解消を図ることが見込めない場合、優先的に隣接する小学校との再編統合を実施することとします。

また、本市における小学校の適正規模を考えるにあたっては、子ども達にとって十分な教育環境と教育の質を確保することが重要であり、それらを前提にしたうえで、各校区において、子ども達を見守り、支援されている地域との関わりを大切にしながら、再編統合後における子ども達と地域の関わり方についても慎重に協議を行い、地域に愛着を持ち、地域の未来を担う子ども達を学校と地域が一緒に育てることができるように取り組みます。

小学校については、原則として、「各学年2学級以上、全体で12学級以上」を適正規模の基準としますが、一定の児童数が維持され、子ども達の多様な人間関係づくりの機会の創出が可能であると認められる場合には、「各学年1学級（単学級）以上、全体で6学級以上」の学校規模とすることを可能とします。

ただし、多様な人間関係づくりに必要と考えられる1学級あたりの児童数が確保されているか等について注意深く見守ることとし、児童数の減少により、向こう5年以内に複式による学級編制が見込まれることとなった場合は、速やかに再編統合に関する検討を開始することとします。

小学校の適正規模	各学年2学級以上、全体で12学級以上
----------	--------------------

※ただし、一定の条件を満たす場合には、「各学年1学級（単学級）以上、全体で6学級以上」とすることを可能とする。

中学校については、高等学校やその後へ続く社会へのステップとして、集団生活への適合性を身に付けるために、より多くの人との関わりが重要視されます。そのためにはある程度の規模の集団の中で学ぶ必要があります。

また、人間性を豊かにする観点から、地域に根差した教育を重視する必要があります。一方で、学校教育においては、学習指導・生徒指導・学校経営面において、より良い教育環境を提供することが求められ、それらを可能とするために、多様な人間関係を築くことが可能となる一定規模の生徒数を確保しなければなりません。

加えて、指導体制の充実、教育効果を高めるためには欠かせない条件です。学級数が増えることで教員数も増え、小学校にはない中学校の大きな特徴である教科別の専門教員による指導の充実が図られることとなります。特に、授業時数の多い教科においては、教科経営上、専門教員の複数配置は必須条件になります。さらに、部活動の選択肢増や組織的な学校運営、多様な指導方法の選択を行うための教員の確保という観点からも、一定程度の学級数が必要となってきます。

以上のことから、中学校については、「各学年4学級以上、全体で12学級以上」を適正規模の基準とします。

中学校の適正規模	各学年4学級以上、全体で12学級以上
----------	--------------------

(参考)「学級数と教員数について」

学校に配置される教員数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定められた都道府県ごとの教職員総数の標準（標準定数）が基になります。都道府県は標準定数を標準としつつ独自の判断も織り込みながら、県費負担教職員の定数を条例で定めます。

例えば、教頭及び教諭等の定数は、学級数に応じて必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定しています。

【標準定数】

中学校 6学級の学校の学級総数 × 1.75

9学級の学校の学級総数 × 1.72

12学級の学校の学級総数 × 1.57 といったものです。

例えば、6学級であれば校長1名、教頭と教諭で10.5名

9学級であれば校長1名、教頭と教諭で15.5名

12学級であれば校長1名、教頭と教諭で18.9名となります。

9学級の場合、国語・社会・数学・理科・英語の5教科について2名ずつ配置します。音楽、美術・家庭・技術は各1名、体育は男女別に行うため2名の配置とすると、合計で16名必要となり、非常に厳しい状況となります。中学校では教員数により、学年教員団の構成や、男女別で指導する体育授業での授業形態、時間割の組み方など、学校運営上大きな違いが出てきます。

また、複数顧問制をとる部活動の数にも反映されます。

2 学校規模の適正化に向けた取組

(1) 学校規模の適正化の取組

本市における学校規模の適正化を図るにあたっては、「学校の統廃合」又は「通学区域の変更」により取り組むことを基本とします。ただし、その取組が、画一的とならないよう、各小中学校を取り巻く環境、特に、地域と学校の関係性に十分配慮しながら進めることとします。

小学校については、各校区と行政区が同一であることから、地域との関わりを尊重しながら、子ども達にとって十分な教育環境と教育の質を確保できるよう取り組む必要があります。

また、学校規模の適正化を図るための一つの手法である「小規模特認校制度」についても、その有用性と活用について十分な検討を行うこととします。

中学校については、適正化を図るにあたって、原則として「学校の統廃合」により取り組むことを基本としますが、小中一貫教育の教育効果を最大化するための「通学区域の変更」による適正化にも取り組むこととします。

※「小規模特認校制度」とは、従来の通学区域はそのまま、特定の学校に限り、通学区域に関係なく市内のどの地区からでも選択して通学することを認めるもので、学校選択制の一類型である。

(2) 適正化により期待される効果

①学習指導面（学力の向上）

- ・日々の授業では、グループ学習や課題選択学習など、多様な学習形態や指導体制が可能となり、より多くの関わり合いの中で伝え合い、多様な考え方に触れ、現在求められている「主体的、対話的で深い学び」を実現する学習活動が行いやすくなります。
- ・集団の中で切磋琢磨する機会が増えることで、相互に高め合うことが可能となり、国が示す3つの資質・能力である、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう

力・人間性の涵養等が期待されます。例えば体育の球技やリレーなどの授業では、複数のチームと対戦できることから、相手チームに応じた作戦を立てるといった、より充実した学習活動が可能となります。

②生徒指導面（社会適応力の育成・自己有用感の醸成）

- ・異学年を含め、多くの仲間と共に学校生活を送ることや、学級替えができることなどから、人間関係の固定化を防ぐことができます。
- ・様々な人間関係を経験することで、社会性や協調性、たくましさを身に付けることが期待されます。
- ・ある程度の教職員数や児童生徒数が揃うことで、児童会活動や生徒会活動、クラブ活動や部活動などの集団活動の選択肢が増え、児童生徒一人一人の個性や能力を伸ばす機会が増えます。

③学校運営面（より充実した教育が行える環境づくり）

- ・統合による学校規模の適正化が進むことにより、小中一貫教育の実践がより効率的に行えるようになります。
- ・教員数が多くなることで、ティーム・ティーチングのほか、支援が必要な子ども達に対して、より重点的な指導を行うこと等の効果的な指導、あるいは子ども一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を実現するなどといった、多様な教育活動が可能となります。また、教育相談や生徒指導の体制も充実します。
- ・小学校では学級外の教員の配置や、学年内での相談・協力・研究が可能となり、より充実した学校運営を行うことができる環境が整います。
- ・学校行事での交通費など、保護者一人当たりの負担を軽減することが可能となります。
- ・統合による学校規模の適正化が進むことにより、施設の修繕整備や備品の更新が行いやすくなります。

（３）小規模校における適正化の取組

一般的に、小学校では、一定規模の子ども達の中で、互いに学び、多様な考えに触れて、認め合って協力することを通して、一人一人の能力を伸ばしていくことが大切になります。このように、子どもの社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会の確保といった点について、小規模校においては、子ども同士での学び合いや多様な考えに触れる機会を創出するため、小中一貫教育の一環として小学校と中学校の交流を行うことや1人1台端末等を効果的に活用して同じ中学校区内の小学校間で合同授業を行う等、小学校と小学校の連携（いわゆる「小小連携」）による交流を実施することにより、一定の集団規模の確保を図ることとします。

V 学校の適正配置

1 適正配置についての基本的な考え方

- (1) 学校規模の適正化を図るため、再編統合を基本とした学校の適正配置を進めます。
- (2) 小中一貫教育を推進するため、一つの小学校区が複数の中学校区をまたがない学校の配置とします。
- (3) 学校配置の適正化にあたっては、再編統合による新たな通学経路の安全対策及び通学に係る支援等に配慮するものとします。
- (4) 再編統合後の学校までの通学距離が適正な範囲となるよう検討します。
- (5) 適正配置を進めるにあたって、施設の老朽化の状況を勘案して、優先度を決めながら施設の整備を行うこととします。
- (6) 再編統合後に使用する学校施設については、統合後の児童生徒数、必要となる教室その他の学校施設の状況を踏まえて、既存施設や学校用地の有効活用を図ります。
- (7) 学校施設の新設、改修及び増築等が必要となる場合には、学校施設長寿命化計画に位置づけて、安心かつ安全な学校施設となるよう整備します。

2 学校配置の適正化に向けた取組

(1) 中学校

①中学校の再編方法

適正規模である12学級を維持するためには、将来的に中学校3校が適正であると考えられることから、最終的に中学校を3校に再編統合します。

図表7 中学校配置一覧

地区	中学校	小学校
中部・東部・松川・万世・山上・上郷	東成中学校	興譲小、東部小、万世小、上郷小、松川小
西部・南部・愛宕・三沢・田沢・南原	南成中学校	西部小、南部小、愛宕小、南原小
北部・広幡・塩井・六郷・窪田	北成中学校	北部小、広幡小、六郷小、塩井小、窪田小

図表8 各中学校区の中学校生徒数の推移

統合中学校	現中学校	R5			R11推計		R17推計	
		生徒数(人)		学級数	生徒数(人)	学級数	生徒数(人)	学級数
東成中学校	第一中学校	307	737	通常 26 特別 7	594	通常 19	451	通常 15
	第五中学校	199						
	第七中学校	231						
南成中学校	第二中学校	459	726	通常 25 特別 4	550	通常 18	473	通常 15
	第三中学校	267						
北成中学校	第四中学校	381	525	通常 18 特別 4	384	通常 13	359	通常 12
	第六中学校	144						
合計		1, 988人			1, 528人		1, 283人	

※令和11年度、令和17年度の生徒数は、新しい中学校区での推計値となります。なお、現時点で、特別支援学級在籍生徒数は未定のため、学級数は、通常学級として推計して表記しています。

②学校施設及び統合年度

ア「東成中学校」

○学校施設 現在の第一中学校の校舎を活用

○統合年度 令和11年度開校予定

段階的に統合を進めることとし、第一段階として、令和7年度に、第一中学校と第五中学校が統合します。第二段階として、令和11年度に第一中学校と第七中学校が統合して「東成中学校」を開校します。

イ「南成中学校」

○学校施設 現在の第二中学校敷地に校舎を新設

○統合年度 令和8年度開校予定

第二中学校と第三中学校が統合して「南成中学校」を開校します。

ウ「北成中学校」

○学校施設 現在の第四中学校の校舎を活用

○統合年度 令和8年度開校予定

第四中学校と第六中学校が統合して、「北成中学校」を開校します。

③中学校の通学区域の変更

小中一貫教育の推進を図るため、一つの小学校から一つの中学校へ進学できる環境を整えることとし、次の中学校の通学区域の一部を変更します。

ア 第一中学校の通学区域の一部を第二中学校（令和8年度開校予定の「南成中学校」）の通学区域に変更する。

イ 第二中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。

ウ 第四中学校の通学区域の一部を第一中学校の通学区域に変更する。

第二中学校及び第四中学校が、それぞれ第三中学校、第六中学校と統合して新たな統合中学校を開校することとなる令和8年度に、上記の通学区域を変更することとします。

これにより、南部小学校の卒業生は、全員「南成中学校」に進学することになり、興譲小学校の卒業生は、全員「第一中学校（令和11年度以降、東成中学校）」に進学することになります。

なお、通学区域が変更となる年度の前後に中学校へ入学する兄弟姉妹がいる場合、原則として異なる中学校に進学することになるため、該当する家庭の負担に配慮し、進学する中学校について特例措置を講じるものとします。

図表9 中学校の再編統合後の進学先

小学校						現在の進学先	統合後の進学先
興譲小	東部小	南部小	松川小			第一中	東成中学校
	(※2) 東部小	(※1)	(※2) 松川小			第五中	
(※1)				万世小	上郷小	第七中	
興譲小		南部小	西部小	愛宕小	南原小	第二中	南成中学校
			(※3) 西部小			第三中	
興譲小	北部小			窪田小		第四中	北成中学校
広幡小	六郷小	塩井小		(※3) 窪田小		第六中	

※1  令和8年度の通学区域の変更により一小一中制へ移行

※2  令和7年度の統合により一小一中制へ移行

※3  令和8年度の統合により一小一中制へ移行

(2) 小学校

① 小学校の再編方法

一つの小学校から一つの中学校へ進学することができる環境を整えたうえで、小学校の適正配置について、将来的な再編統合の組合せを次のとおりとします。この小学校の再編統合の組合せは、将来を見据えた形であり、本計画期間の20年間で、最終的に8校に再編統合することを想定しています。

図表10 小学校配置(再編統合)一覧

統合後の中学校	将来の再編統合の組合せ
東成中学校	興譲小
	東部小、松川小
	万世小、上郷小
南成中学校	西部小、愛宕小
	南部小、南原小
北成中学校	北部小
	塩井小、広幡小、六郷小
	窪田小

②学校施設及び統合年度

再編統合にあたっては、各小学校の保護者、将来入学する予定の子ども達の保護者及び地域の方々の意向も踏まえながら、地元代表者協議会における協議を通して、統合の方向性や統合年度について決定していくこととします。

また、再編統合後に使用する学校施設については、既存施設及び市有地の有効利用を図ることとし、原則として、対象の学校施設のうちで、施設の状況や周辺環境（人流、交通量等）を勘案し、子ども達の安全、安心な学校生活が確保できる施設を選定することとします。

あわせて、児童数の推移を踏まえ、教室不足等が見込まれる場合については、必要に応じて、改修や増築等を検討します。

少子化傾向が、さらに進むことが予想される状況にあって、児童数の推移を注視しながら、子ども達の教育環境と教育の質の確保を第一に、再編統合に関する取組を進めていきます。

VI 教育環境に関する配慮

1 統合に伴う子ども達への配慮

子ども達が学校生活を送る教育環境の変化等に対応するため、児童生徒の不安や心配の解消を目的として教育支援員を配置します。

2 統合に向けた交流に関する配慮

統合にあたり、学習、学校行事、部活動等における児童生徒間の事前交流を行うことを通して、統合後の学校において、子ども達が親しみや期待を持って学校生活を始められるよう配慮します。

また、子ども達にとって望ましい教育環境を整えるため、教員間の事前交流を積極的に行うこととします。

3 教育活動に関する配慮

統合に向けて、計画的に統一した指導方針の立案及び教育課程の編成を進めます。

4 通学環境に関する配慮

統合により、学校までの距離が遠くなる児童生徒について、体力面や安全面に配慮しながら、スクールバスの運行をはじめとした最適な通学方法を検討することとします。

また、通学方法の検討にあたっては、公共交通機関利用の可否、自転車通学の範囲等に関する現状を踏まえた上で、年間を通して安全な通学が確保できるよう検討するものとします。

なお、放課後児童クラブを利用している児童について、小学校の再編統合に伴い学校の位置が変更となる場合には、下校時における学校から放課後児童クラブへの移動の安全が確保できるように配慮することとします。

あわせて、通学経路の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に要望等を行います。

Ⅶ 小・中学校の再編統合に関する取組

1 地域説明会

小中学校の再編統合を進めるにあたっては、対象となる学校の児童生徒の保護者をはじめとして教育後援会、同窓会、日頃から地域において学校を見守り、支援されている地域の方々に対して、適正化の必要性や環境整備の方向性、再編統合のスケジュール等について説明会を行うものとしします。

2 地元代表者協議会

再編統合に伴い閉じることとなる学校区ごとに、学校の保護者、教育後援会、同窓会及び地域の代表で構成する地元代表者協議会を設置して、統合に関する関係者の方々の合意形成を図るとともに、閉校することにより生じる不安や心配なこと、統合に向けた要望等について協議することとしします。

また、地域において学校との連携に深く関わっている各地域のコミュニティセンターと協働して取り組むことが必要となります。

協議の結果については、「地元代表者協議会意見書」として取りまとめたうえで、教育委員会へ提出されます。

3 統合準備委員会・開校準備委員会

再編統合により統合することとなる学校間で、学校の保護者、教育後援会、同窓会及び地域の代表で構成する統合準備委員会・開校準備委員会を設置して、新たな学校づくりに向けて必要となる様々な検討事項について協働して検討を進めるものとしします。

検討にあたっては、検討テーマごとに部会等を組織し、各検討テーマに深い関わりのある方々との協働により、より良い統合が実現できるよう取り組むこととしします。また、取組に際しては、子ども達の学校活動を支援している各小中学校 PTA、各地区において学校と地域の橋渡しを担っている校区内の各地域のコミュニティセンターと連携しながら進めていきます。

Ⅷ 学校施設の利活用について

1 再編統合に伴い整備する学校施設について

(1) 学校施設の改修整備

小学校及び中学校の再編統合に伴い必要となる学校施設について、まずは、既存の学校施設を有効に活用するための検討を行います。

改修等を施すことにより安全に学校教育活動及び学校生活を行う施設として確保できると認められる場合には、既存の学校施設を活用した整備を行うものとしします。

また、米沢市まちづくり総合計画実施計画及び学校施設に係る個別施設計画である学校施設長寿命化計画の事業に位置づけたうえで整備するものとしします。

（２）学校施設の新設整備

既存の学校施設の使用が困難と認められる場合や学校施設の適正規模及び適正配置の観点から新たな学校施設の整備が必要と認められる場合には、改修整備の場合と同様、米沢市まちづくり総合計画実施計画及び学校施設長寿命化計画に位置づけたうえで、必要な整備を行うものとします。

２ 再編統合により廃止する学校施設について

（１）学校活動での利活用の確認

再編統合により閉校・廃止となった学校施設の屋内運動場及びグラウンドについて、統合後の小学校又は中学校における学校活動での利活用（部活動等での利用等）の可能性について、確認することとします。

（２）公共施設として廃止した後の利活用

再編統合により閉校・廃止となった学校施設について、他の学校活動での利活用をしないこととした場合は、本市「米沢市公共施設廃止後の施設利活用の考え方」の取扱いに基づき適正な施設管理に努めることとします。

なお、学校施設として廃止された後の施設の管理にあたっては、次の手順で検討をすることとします。（各段階で利活用されない時は、次の段階へ移行します。）

- ① 本市事業での利活用
- ② 地域団体等による公益目的での利活用
- ③ 民間事業者等による営利目的での利活用

以上の手順で検討した結果、施設の利活用が見込めないと判断された場合には、当該施設の解体・売却等の処分手続きに移ることになります。

Ⅸ 県立中高一貫教育校への対応

県の動向を見守りながら、今後、県が示すこととなる事業内容等を十分に精査した上で、本市の適正規模・適正配置に関する施策の展開において対応が必要と認められる場合には、速やかに、本計画の見直しを行うこととします。

目指す姿（目標値）

No.	目標（成果指標）	R 5（現状値）	R 1 0（目標値）
1	「複式学級の解消」 複式による学級編制のある学校の数	2校	0校
2	「一小一中制の推進」 複数の中学校へ進学する小学校の数	6校	0校
3	「小学校の再編統合の推進」 小学校の設置数	14校	12校
4	「中学校の再編統合の推進」 中学校の設置数	7校	4校